

改正 2017年9月23日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人同志社（以下「本法人」という。）の業務に関し、法令、学校法人同志社寄附行為若しくは本法人の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令等違反行為」という。）を早期発見し、是正を図るために必要な体制を整備し、本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報者)

第2条 本法人の教職員、派遣労働者及び業務委託労働者等（以下「教職員等」という。）は、法令等違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。

(窓口)

第3条 公益通報等に応じる窓口は、コンプライアンス推進室とする。

2 前項に規定するもののほか、本法人は、本法人外に公益通報等に応じる窓口を置くことができる。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

(禁止事項)

第5条 教職員等は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を与える目的等、不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(対応)

第6条 コンプライアンス推進室は、教職員等から公益通報等を受けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査)

第7条 コンプライアンス推進室は、教職員等から公益通報等を受けた場合、速やかに理事長に報告するとともに、調査を開始しなければならない。ただし、公益通報等された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 コンプライアンス推進室は、調査を開始する場合、当該教職員等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該教職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

3 コンプライアンス推進室は、公益通報等された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取、その他の適切な方法により調査を行う。

4 理事長は、公益通報等された事項に関する事実関係を調査するために、調査委員会を設置することができる。

5 調査対象部課及び関連部課の教職員等は、調査に際して、コンプライアンス推進室又は調査委員会から協力を求められた場合、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第8条 調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象部課や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 公益通報等を行った教職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

(5) 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏洩しないこと。

2 調査に関わる者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

3 調査に関わる者は、自らが関係する公益通報等された事項の調査に関与してはならない。

(報告等)

第9条 コンプライアンス推進室は、理事長に対し、調査に関する進捗状況を適宜、報告するとともに、調査を終了した後はその結果を遅滞なく報告しなければならない。

2 理事長は、法令等違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置

を講じなければならない。

- 3 コンプライアンス推進室は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る公益通報等を行った教職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該教職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(処分)

第10条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合、当該行為に関与した教職員に対し、懲戒規程により懲戒処分を行うことができる。

(軽減措置)

第11条 法令等違反行為に関与していた教職員等が、コンプライアンス推進室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合、当該教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 本法人は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 教職員は、他の教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、コンプライアンス推進室が取り扱う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年11月1日から施行する。